

～経営革新等支援機関の役割～

◆経営革新等支援機関

平成 24 年 8 月 30 日に施行された中小企業経営力強化支援法は、中小企業が財務・会計等の専門家（弁護士、公認会計士、税理士、金融機関等）の支援により質の高い事業計画を策定し、中小企業の経営力を強化することを主たる目的としています。

この目的のため、経済産業大臣は、支援事業の担い手として、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識と一定の実務経験を有する者を「経営革新等支援機関」として認定しました。

経営革新等支援機関の支援により策定される事業計画は、多様化・複雑化する中小企業の経営課題解決の鍵を握るとともに、客観的で質の高いものとして中小企業の事業再生、資金調達力を支援することが期待されています。

では、どうして、客観的で質の高い事業計画の策定が事業再生、資金調達力の支援につながるのでしょうか？ それを知る手掛かりは、金融機関の内部の貸出業務の審査ルールにあります。

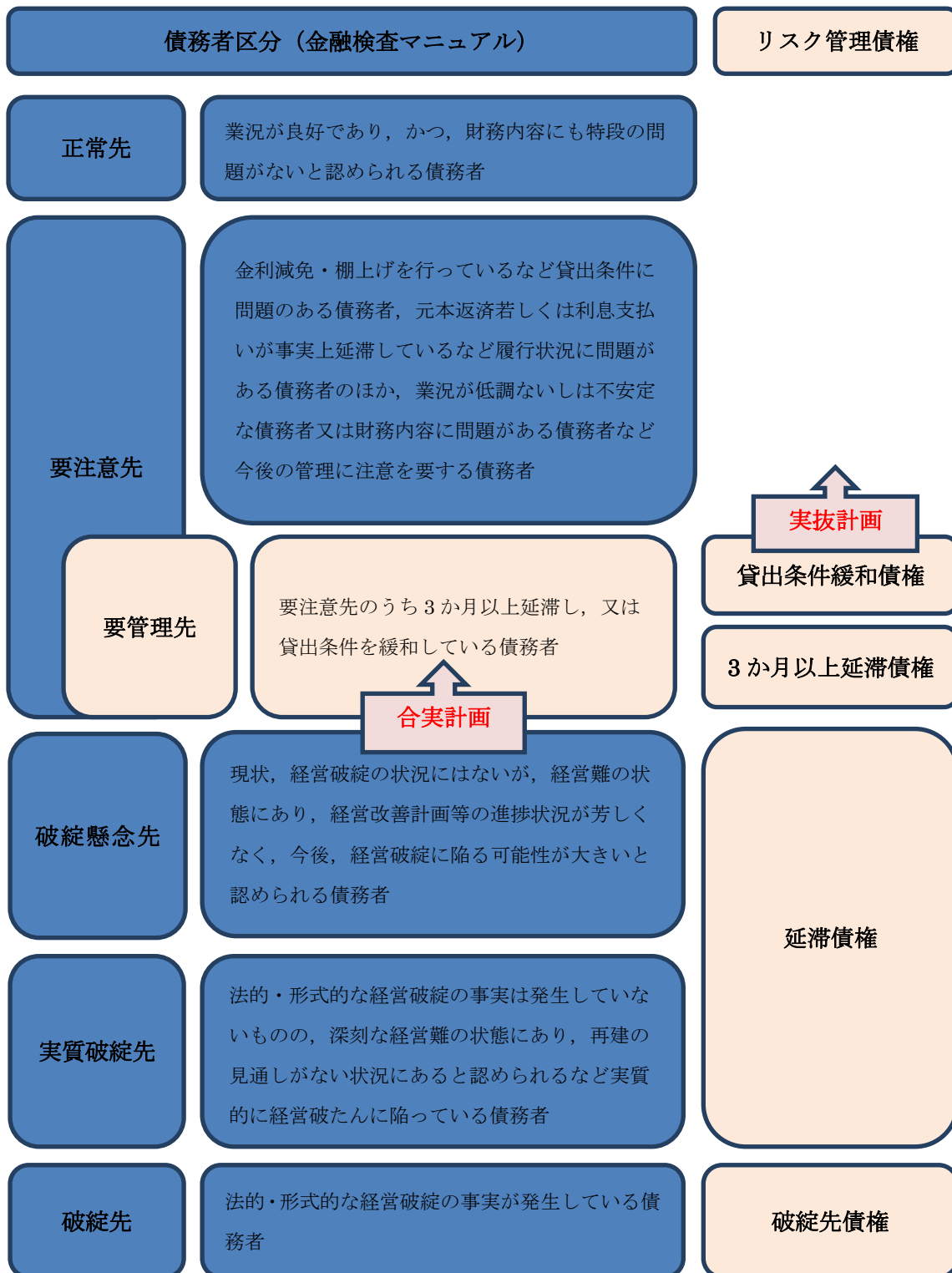
◆金融検査マニュアル

金融機関は、中小企業に貸出を実行すると、これを貸借対照表の資産の部に「貸出金」として計上しますが、貸倒れのリスクを評価してそのリスクに応じて「貸倒引当金」を積み上げ、事業年度、半期ごとに財務内容を開示しなければなりません。金融機関は、その財務内容について、金融庁及び財務局の金融検査を受けますが、この金融検査にあたって、検査部局の検査官が用いる手引書が「金融検査マニュアル」です。この「金融検査マニュアル」は公開されており、特に同マニュアルの「リスク管理等編」の「資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト」や、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」に示された考え方やルールに従って、金融機関の貸出実行後の「貸出金」の与信管理業務だけでなく、貸出実行（新規・追加融資）時の審査業務も運用されているのが実情です。

◆債務者区分

金融検査マニュアルは、金融機関が債務者（貸出先）の財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を判定して、以下の債務者区分に分類することを求めています。これらの区分は、概ね、銀行法に基づき開示対象となる以下の「リスク管理債権」の区分に対応します。金融機関は、債務者をこれら「債務者区分」に分類した後、担保の種類などを勘案し、回収の危険性及び価値の毀損の危険性の度合いに応じて4段階（Ⅰ～Ⅳ）の「資産分

類」を行い、貸倒引当金を算定することになります。



◆「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」（実抜計画）

金融検査マニュアルは、1990年代のバブル崩壊後の不良債権問題を背景として金融制度改革（金融ビッグバン）が進められている最中、平成11年（1999年）に制定されました。これに従うと、金融機関が債務者からのリスケジュールや金利減免などの条件変更の申請を承諾すると、当該中小企業は、開示対象となる「貸出条件緩和債権」として「要管理先」に区分されることになりました。ただし、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針に、一定の要件を満たす「**実現可能性の高い抜本的な経営再建計画**」（一般に「**実抜計画**」と略されています。）が策定されている場合は、「貸出条件緩和債権」に該当しないものと判断して差し支えないとされていました（**要管理先から要注意先へのランクアップ**）。しかし、中小企業には、概ね3年後に当該債務者の債務者区分が正常先になるなどの実抜計画の要件を満たすことが厳しく、実際にはほとんど適用されませんでした。

◆定量分析と定性分析

金融機関の貸出審査においては、大きく、①貸出先の財務報告の数値だけから評価（財務分析）する定量分析と、②財務報告に顕れない貸出先の営業力や販売力などの定性要因を分析する定性分析、の二つに分けられます。金融検査マニュアルには、「特に、中小・零細企業等については、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて判断するものとする。」と定めており、中小企業については、特に技術力、販売力などの定性要因や、企業とその代表者個人とが実質一体になっている実情が財務報告に顕れないことが多く、定性分析を重視し、経営実態に応じて適切な債務者区分を判定すべきであるとされています。

しかし、このような金融検査マニュアルの記述が抽象的でわかりにくいいため、定量分析から機械的、画一的に債務者区分が判断され、中小企業がいわゆる「貸し渋り」や「貸し剥がし」に遭う一因になっているのではないかと懸念されました。

◆中小企業の債務者区分のランクアップ

そこで、平成14年に公表された「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」では、中小企業が、金融検査マニュアルの「資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト」「自己査定」（別表1）1(3)③において破綻懸念先の債務者を要注意先と判断して差し支えないもの（**破綻懸念先から要注意先へのランクアップ**）とする「**合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画**」（一般に「**合実計画**」と略されています。）について定めた要件を満たす場合には、当該計画を「**実現可能性の高い抜本的な経営再建計画**」とみなして差し支えないものとししました。

このようにして、中小企業については、要管理先から要注意先へのランクアップのための「**実現可能性の高い抜本的な経営再建計画**」（実抜計画）も、破綻懸念先から要注意先へ

のランクアップのための「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」（合抜計画）も同じ要件を満たす経営改善計画として整理されました。

◆中小企業の経営改善計画

したがって、中小企業については、金融検査マニュアルに定められた以下の要件を満たす経営改善計画について、債務者区分のランクアップが認められました。

イ **計画期間** 概ね5年内 実現可能性が高いこと
ただし、概ね10年以内かつ計画どおり（売上高・利益等の達成度8割）進捗している場合も含む。

ロ **卒業基準** 正常先
ただし、要注意先、かつ、金融機関の再建支援が必要ない場合を含む。

ハ **合意要件** 再建に必要な取引金融機関等の正式な内部手続を経た合意

ニ **支援内容** 金利減免、融資残高維持等のみ
ただし、既に債権放棄等を行ったか、又は計画的に行う必要があり、既に損失見込額の全額を引当済みで、今後損失の発生が見込まれないこと

以上のとおり、経営革新等支援機関は、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験を活かし、客観的で質の高い経営改善計画の策定に向けてコンサルティングを行い、中小企業の事業再生、資金調達力を支援する役割を果たします。

（文責：弁護士兼公認会計士 片山智裕）